



記者発表資料 2枚

令和7年6月30日
福島県土木部技術管理課

土木工事における熱中症対策の積算方法を改定しました

このたび、「土木請負工事における現場環境改善費」の積算方法を改定し、令和7年7月1日以降に変更起工するものから適用することとしましたので、お知らせします。

【改正の概要】

- ・「現場環境改善費」（率計上）から、「避暑（熱中症予防）・防寒対策」を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に計上できることとした。

※ 国土交通省の土木工事積算基準の令和7年改定内容を準拠

【費用計上の取扱い】

- ・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、受注者からの協議により、対策の妥当性及び現場管理費に計上される作業員個人の対策費用と重複がないことを発注者が確認のうえ、変更設計の対象とすることとした。

※熱中症対策の具体例は別紙を参考としてください。

改定内容の詳細は技術管理課ホームページからご確認ください。

(URL) <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/nettyuusho.html>



【問い合わせ先】

土木部 技術管理課（担当者）主幹(兼)副課長 佐藤文裕
電話 024-521-7458 内線 3535 FAX 024-521-7949



福島県土木部が発注する公共土木工事における熱中症対策について、以下のとおり計上する（令和7年7月1日適用）

- 共通仮設費の現場環境改善費で避暑（熱中症予防）対策を計上
- 工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して、現場管理費を補正

●土木工事の積算における熱中症対策にかかる経費の計上と熱中症対策の例

	区分	計上項目	積算方法	熱中症リスク軽減対策の例
熱中症対策	共通仮設費	●現場環境改善費(K) $K = i \cdot (n/5) \cdot P_i + \alpha$ α: 積上げ計上分 (単位: 円、1000円未満切り捨て)	積上げ(+α) (ただし、$n=5$として計上される率分の50%を上限とする) ※現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複しないことを確認し、設計変更時に計上する	●スポットクーラー、扇風機等 ●ドライミスト発生装置 ●送風機等 ●テント付き屋外休憩所 等
	現場管理費	●「土木工事における熱中症対策に関する試行要領」による現場管理費の補正 補正值(%) = 真夏日率 × 補正係数(1. 2) 真夏日率 = 工事期間中の真夏日 ÷ 工期 ※真夏日: 日最高気温が30度以上の日 またはWBGT値が25度以上の日	補正	●空調機能付き作業服、首掛けクーラー等 ●冷感スプレー等 ●塩飴、スポーツドリンク 等